

プレスリリース

平成15年2月7日  
農林水産省経営局

食料・農業・農村政策審議会経営分科会の議事の概要及び配付資料について

上記について、配布いたします。

[ 問い合わせ先 ]

農林水産省経営局保険課

担当 滝澤

03 - 3502 - 8111

( 内線4452 )

03 - 3502 - 1320 ( 直通 )

## 食料・農業・農村政策審議会経営分科会の議事の概要

### 1. 日時及び場所

日時：平成15年1月23日（木）14:00～16:15

場所：農林水産省共用会議室

### 2. 出席委員（五十音順、敬称略）

委員：前川 寛

臨時委員：桑田宜典、酒井健夫、西村璋三、森田正孝

専門委員：内藤善久

### 3. 会議の概要

#### (1) 報告事項の説明

事務局から、農業災害補償制度検討会の結果報告が行われた。

#### (2) 諮問事項の説明

事務局から、次の諮問事項について、説明が行われた。

##### （諮問事項）

農作物共済の共済掛金標準率の算定方式について

園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式について

家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の収載基準、薬価の算定方法及び収載する医薬品について

本事項については、専門委員により、小委員会において調査・審議されており、小委員会座長より、結果報告が行われた。

#### (3) 意見等の概要

農業災害補償制度検討会の結果報告について

委員：園芸施設共済の片付け費用の補償の仕組みについて簡単に教えて欲しい。

事務局：民間の損害保険の仕組みも参考にしながら、共済制度として仕組むことを考えている。

委員：今回の内容のなかで、対応を急ぐものは何か教えて欲しい。

事務局：今回の内容は、すべて平成16年度から同時にスタートできるように考えている。

委員：水稻の品質低下に対する補償の導入が非常に急がれる事項と考えるがどうか。

事務局：米政策の、担い手経営安定対策の検討と並行して、関係調整を図りながら進めていかななくてはならない状況になっている。

## 諮問事項について

### 農作物共済の共済掛金標準率の算定方式について

委員：通常標準被害率が現行と比べ低い水準となっているが、激変緩和というような措置も必要ではないかと思うが、どうか。

事務局：従来と同様に、組合と連合会及び連合会と政府のバランスが上手くとれるような方式で算定しているので、結果的には若干低下の大きなところもあるが、それぞれの段階で引き続き安定的な事業運営が可能であると考える。

委員：支払い責任と手持ち責任との関係で、今までに増して危険の度合いが増すことになるようであるが、将来にわたる安定的な共済金の支払い及び無事戻しの関係から不足金てん補準備金の積み立てのあり方について見直す必要はないか。

事務局：現行、不足金てん補準備金の積立基準は、必要な支払い財源を限度にして、それを超える剰余については、特別積立金として積み立てられる仕組みになっており、妥当なものとする。

委員：篩い目の基準を1.7mmから1.8mmに変更する内容が、平成15年産から適用されるが、今回、どのように反映されているのか。

事務局：基準となる収穫量と実際の収穫量ともに減少することになるが、調査の結果、全国平均で見ると、基準収穫量の減少よりも実収穫量の減少の方が大きくなっている。今回は、過去の被害率を1.7mmから1.8mmにした場合のものに修正し、共済掛金標準率の算定を行った。

### 園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式について

委員：パイプハウスの掛金率に比べ、鉄骨関係の掛金率の方が下げ幅が小さいものがあるが、概要を教えて欲しい。

事務局：地域ごとにばらつきがあるが、パイプハウスに比べ、鉄骨ハウスの方が全国平均の被害率の低下が少なかったことによると考えられる。また、施設内農作物を対象としているものは、農作物の被害の発生状況が影響するので、純粹に施設の種類では比べられない。

委員：園芸施設の素材は、最近、非常に良くなっており、施設の強度が増しているものがあり、また、形態（種類）も非常に多くなっているため、今後、実態に合わせて施設区分を見直して欲しい。

事務局：今までと同様に、今後も出来るだけ機動的に対応していきたい。

### 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の収載基準、薬価の算定方法及び収載する医薬品について

委員：小委員会での主な検討項目を教えて欲しい。また、予防薬の位置

付けを今後どのようなしたら良いと考えるか。

小委員会座長：主な検討項目の一つは、質問にもある予防薬でもあり治療薬でもある薬を収載するかということであったが、収載する薬品は、農業災害補償法に則って病傷事故に対して使われる医薬品を収載することを基本としているので、予防的な製剤として使われている薬については収載不可とした。

しかし、予防薬の問題については、まず病気を出さないということが基本的な病気に対するものの考え方なので、大事なことである。現在、このことについては、生産獣医療という大きな枠組みで病気の予防に取り組む方向で検討がなされているので、そちらの方で措置されれば良いのではないかという小委員会の意見であった。

もう一つあったのは、予防が徹底して、発生がほとんどない病気の薬について、販売元で販売を中止するという件について、いざというときの体制を維持しておく必要から、薬を保管しておく必要があるということで、委員の中から日本獣医師会への申し入れ等について意見があった。

委員：小委員会で検討された2点については、非常に重要な問題であると思うので、これからも継続的に審議して欲しい。

#### (5) 審議結果

審議の結果、諮問事項については適当と認める旨議決し、農林水産大臣あて答申することとされた。